



■係争中の社員権を行使できる者とは?■

有限会社の社員の持分について相続が開始し、その持分が内縁の妻に生前贈与されていたかどうかをめぐって争いになるという事件が起きました。持分をだれが相続するかが具体的に確定するまでの間、会社に対する権利行使をどのようにして行うか、これは、大変難しい問題であって、その処理を一步誤ると、会社は共同相続人に対し、損害賠償の義務を負うことにもなりかねません。中小企業にあっては、他人事とは思えないもめごとについての、重要な判決を紹介します(平成9年1月28日最高裁)。

◎被相続人甲野太郎は生前有限会社乙社の全持分を所有しており、乙社の代表取締役を務めていました。

有限会社乙社は、平成元年10月18日に甲野太郎を議長として臨時社員総会を開催し、太郎の内縁の妻である松子を代表取締役に選任するという決議をしたという登記をしています。

太郎は、その22日後である平成元年11月9日に死亡しました。法定相続分は太郎の妻花子が2分の1、その子である春子と夏子の2人がそれぞれ10分の2ずつ、太郎と松子(内縁の妻)との間の未成年の子である一郎が10分の1ということになりました(ここでは、花子とその子2人を花子らといいます。)。

ところが、内縁の松子は、被相続人太郎から有限会社乙社の持分全部の生前贈与を受けていたと主張し、仮にそれが認められないとしても、太郎から持分の遺贈を受けたのであるから、花子らは乙社の持分を有していないと主張し、一方、花子らは、太郎の持分を法定相続分に応じて相続したと主張し、有限会社法22条、商法203条2項の定める権利行使者の指定や通知をせずに、乙社の持分の準共有者としての地位に基づいて、前記の松子を代表取締役に選任したという決議が存在しないことの確認を求める訴えを提起しました。

なお、太郎が作成したという遺言書の真否については、別件で訴訟が係属中です。

◎最高裁は、有限会社の社員の持分を準共有することとなった共同相続人が、その地位に基づいて社員総会決議不存在確認の訴えを提起するには、有限会社法22

条により権利行使者を1人定めて指定を受け、その旨を会社に通知することを要するのであって、この指定及び通知を欠くときは特段の事情がない限り、総会決議不存在確認の訴えについて原告適格を有しないと判示しました。

この場合、持分の準共有者間で権利行使者1人を定めるには準共有者間の持分の価額に従い、その過半数をもってこれを決めることができると判断しました。もし、全員一致でなければならないとすると、1人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるばかりか、会社の運営そのものにも、支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられたこの規定の趣旨を没却するものとなるからです。

◎この判決で注目すべきことは、このような場合に、共同相続人は持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、遺贈を受けたと主張する人を除外して、相続人だけの間で、その相続分に応じた持分価格に従いその過半数をもって決めができると判示したことです。

有限会社の社員の持分が相続財産となることは、中小企業ではしばしば見られることです。この最高裁判決は、相続人である有限会社の社員間に争いがある場合、その持分については、だれが相続するか確定するまでの間、どのようにして、会社に対する権利行使者を決めるかを判断したものですが、株式会社の株式であっても、また共同相続人間の争いであっても適用される極めて重要な、注目すべき判決であるといえます。

(資料提供 税法データベース編集室)